

議第250号

徳島市立地適正化計画に関する施策の実施の状況についての調査、分析及び評価について

議第251号

徳島市立地適正化計画の改定について

第118回徳島市都市計画審議会  
令和5年12月27日

# 目次

---

1. 立地適正化計画の概要 . . . . . 1
2. 徳島市立地適正化計画に関する施策の実施の状況についての  
調査、分析及び評価について（議第250号） . . . . . 2
3. 徳島市立地適正化計画の改定について（議第251号） . . . 12
4. 改定のスケジュール . . . . . 29

# 1. 立地適正化計画の概要

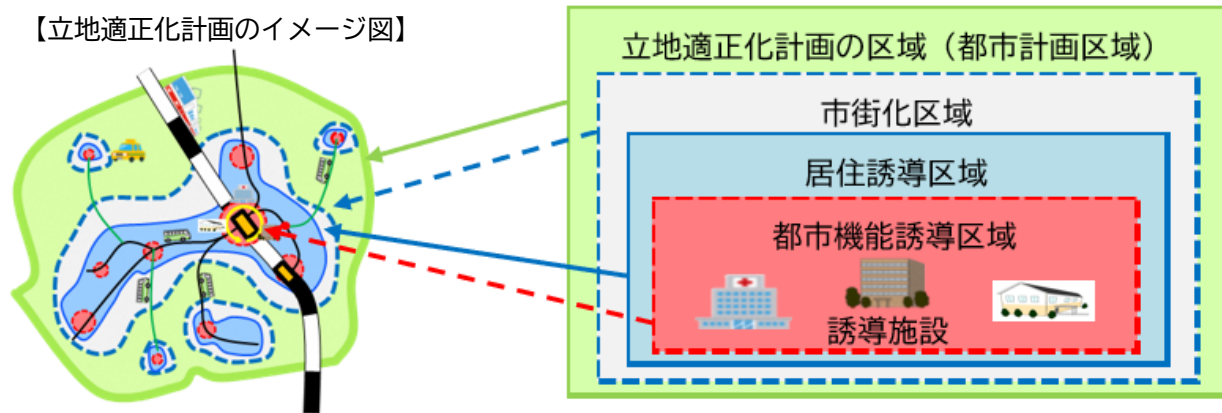
2014年（平成26年）8月の都市再生特別措置法の改正により「立地適正化計画」が制度化され、これにより、都市計画法を中心とした従来の土地利用規制に加え、居住や都市機能の誘導と公共交通の連携による集約型都市構造の形成に向けた取組を推進することが可能となりました。

本市においても、人口減少や高齢化が進行する中、将来にわたり、誰もが安心して快適に生活できるまちづくりを進めるため、2019年（平成31年）3月に「徳島市立地適正化計画」を策定しました。

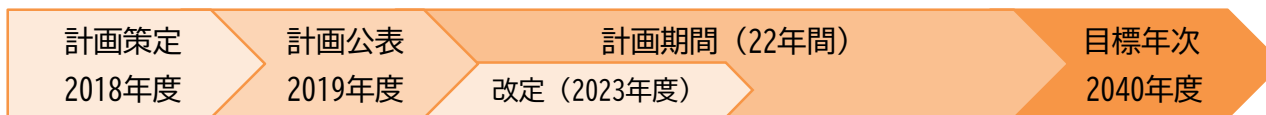
計画においては、概ね20年後の2040年度（令和22年度）を目標年次とします。

【徳島市立地適正化計画策定（2019年3月）】

【立地適正化計画のイメージ図】



出典：立地適正化計画作成の手引き（2023年3月）



## 2. 徳島市立地適正化計画に関する施策の実施の状況についての調査、分析及び評価について

### 1 趣旨

本市では、人口減少や高齢化が進行する中、将来にわたり、誰もが安心して快適に生活できるまちづくりを進めるため、2019年（平成31年）3月に「徳島市立地適正化計画」を策定し、コンパクトシティの形成に向け取り組んでいます。

このたび、計画策定からおおむね5年が経過することから、施策の有効性を評価するため、施策の実施の状況についての調査、分析及び評価を行い、その結果を徳島市都市計画審議会に報告することとしています。

#### <参考>

##### 都市再生特別措置法 第84条（立地適正化計画の評価等）

第1項 市町村は、立地適正化計画を作成した場合には、**おおむね五年ごとに、当該立地適正化計画の区域における住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化に関する**施策の実施の状況についての調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、立地適正化計画及びこれに関連する都市計画を変更するものとする。****

第2項 市町村は、前項の**調査、分析及び評価を行ったときは、速やかに、その結果を市町村都市計画審議会に報告しなければならない。**

第3項 市町村都市計画審議会は、必要に応じ、市町村に対し、立地適正化計画の進捗状況について報告を求めることができる。

第4項 市町村都市計画審議会は、第二項又は前項の規定による報告を受けたときは、その報告に係る事項について、市町村に対し、意見を述べることができる。

### 2 まちづくり施策の評価指標

当初計画では、施策の有効性を評価するための指標及びその目標値を設定するとともに、目標値が達成された際に期待される効果についても目標値を設定しています。

#### 評価指標

##### (1) 居住及び公共交通に関する評価指標

- ・居住促進区域内の人口密度
- ・居住促進区域内の鉄道駅の1日平均乗車人員  
(9駅の合計) ※吉成駅を除く
- ・居住促進区域内の循環バス路線の1日平均輸送人員  
(中央循環線・東部循環線・南部循環線の合計)

##### (2) まちづくりの方針を踏まえた評価指標

- ・まちづくりの方針①に対応  
⇒中心商店街の歩行者通行量(平日と休日の平均)
- ・まちづくりの方針②に対応  
⇒日常生活において、歩行・運動を1日1時間以上実施する人の割合
- ・まちづくりの方針③に対応  
⇒出産や子育てがしやすいと感じる市民の割合

##### (3) 期待される効果

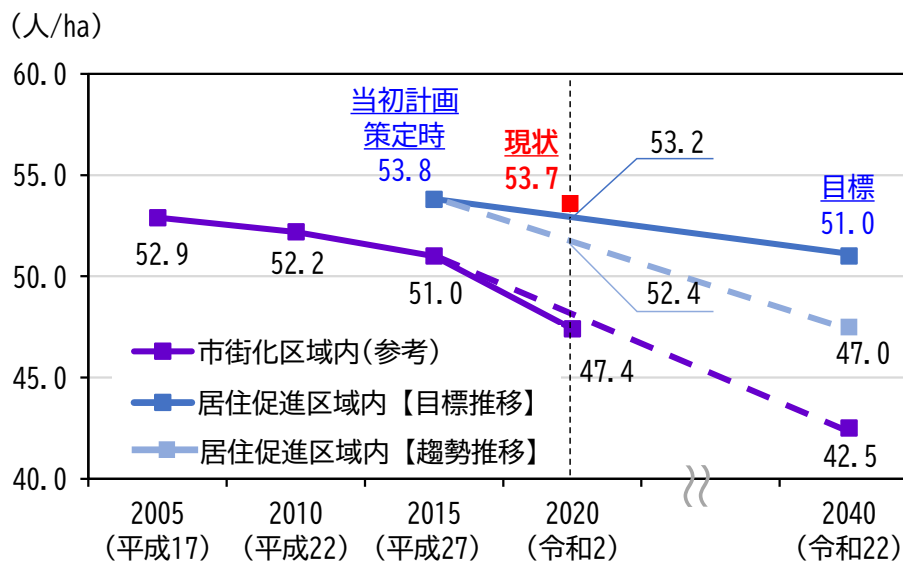
- ・徳島市に住み続けたいと思う市民の割合

## 2. 徳島市立地適正化計画に関する施策の実施の状況についての調査、分析及び評価について

### 3 まちづくり施策の取組状況

#### (1) 居住及び公共交通に関する評価指標

居住に関する評価指標	当初計画策定時(2015年)	現状 (2020年)	目標 (2040年)
居住促進区域内の人口密度	53.8人/ha	53.7人/ha	51.0人/ha



出典：総務省「国勢調査」(2020年(令和2年)の人口)  
 国立社会保障・人口問題研究所  
 「日本の地域別将来推計人口(2018年(平成30年)推計)」  
 (2040年(令和22年)の推計人口)

- ・ 検討、計画段階の取組がある中で、2020年時点で当年の目標推移53.2人/haを上回る53.7人/haとなっている。

#### ◆実施中の主な取組

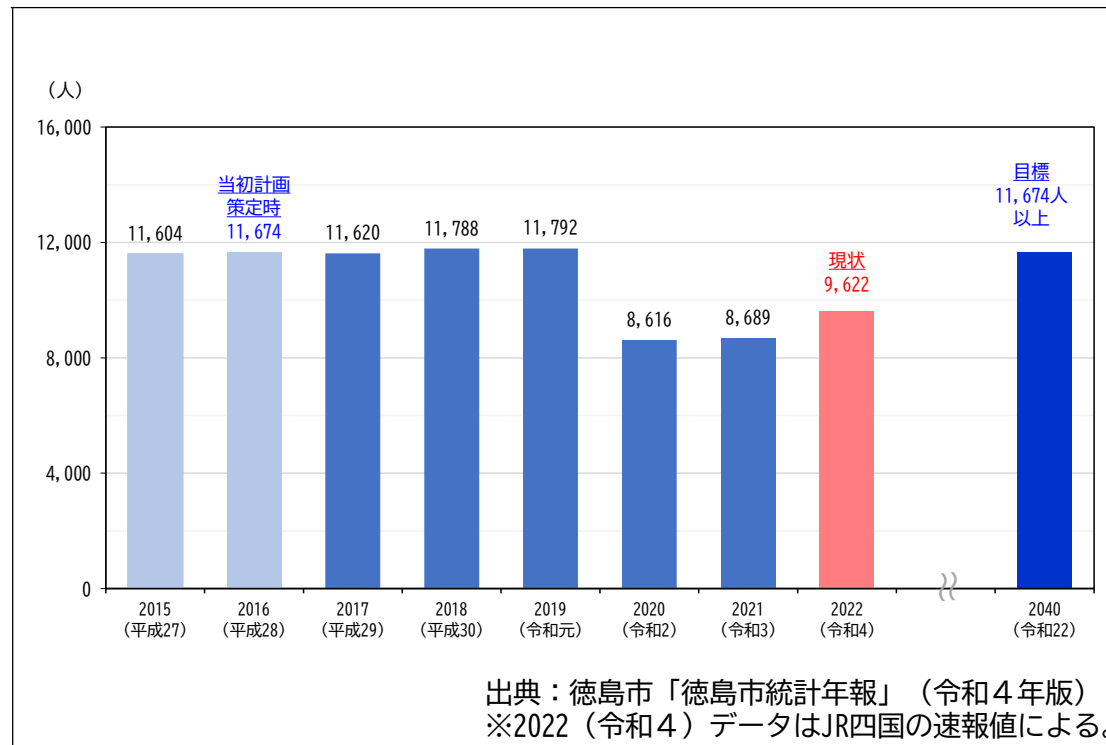
- ・ 公共施設の集約化・複合化
- ・ 空き店舗の利活用の促進(空き店舗の改装支援など)
- ・ 地域産業の振興
- ・ 徳島市地域公共交通網形成計画の推進
- ・ 仕事と子育てが両立できる環境づくり(利用者支援事業など)
- など

## 2. 徳島市立地適正化計画に関する施策の実施の状況についての調査、分析及び評価について

### 3 まちづくり施策の取組状況

#### (1) 居住及び公共交通に関する評価指標

公共交通に関する評価指標	当初計画策定時(2016年)	現状(速報値)(2022年)	目標(2040年)
居住促進区域内の鉄道駅の1日平均乗車人員 (9駅の合計) ※吉成駅を除く	11,674人	9,622人	11,674人以上



・各種取組を進め、2018年及び2019年は目標を上回っていたが、新型コロナウイルス感染症によって、人の移動の自粛・制限が求められ、交通需要が大きく縮小したことから、2020年から2021年は大きく減少。2022年は回復傾向にあるが、9,622人と当初計画策定時の値を下回っている。

#### ◆実施中の主な取組

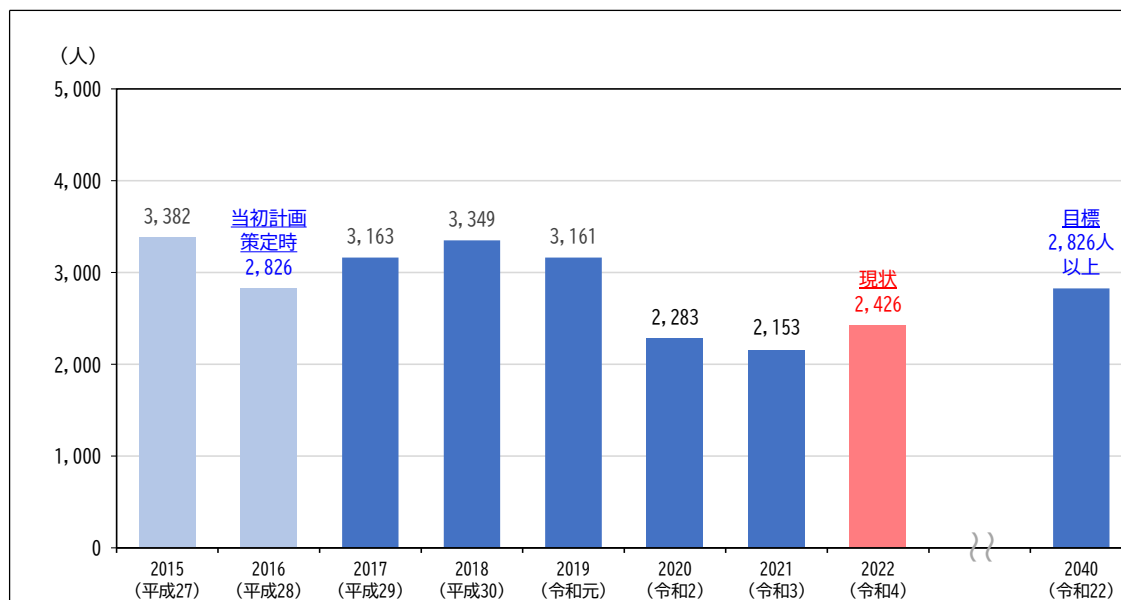
- ・徳島市地域公共交通網形成計画の推進
- ・公共交通などのバリアフリー化など

## 2. 徳島市立地適正化計画に関する施策の実施の状況についての調査、分析及び評価について

### 3 まちづくり施策の取組状況

#### (1) 居住及び公共交通に関する評価指標

公共交通に関する評価指標	当初計画策定時(2016年)	現状(速報値)(2022年)	目標(2040年)
居住促進区域内の循環バス路線の1日平均輸送人員 (中央循環線・東部循環線・南部循環線の合計)	2,826人	2,426人	2,826人以上



出典：徳島市「徳島市統計年報」（令和4年版）  
 ※2022（令和4）データは徳島市営バス、徳島バスの速報値による。

・各種取組を進め、2019年までは目標を上回っていたが、新型コロナウイルス感染症によって、人の移動の自粛・制限が求められ、交通需要が大きく縮小したことから、2020年から2021年は大きく減少。2022年は回復傾向にあるが、2,426人と当初計画策定時の値を下回っている。

#### ◆実施中の主な取組

- ・徳島市地域公共交通網形成計画の推進
- ・公共交通などのバリアフリー化
- ・高齢者が外出しやすい環境づくり（バス無料乗車証の交付） など



## 2. 徳島市立地適正化計画に関する施策の実施の状況についての調査、分析及び評価について

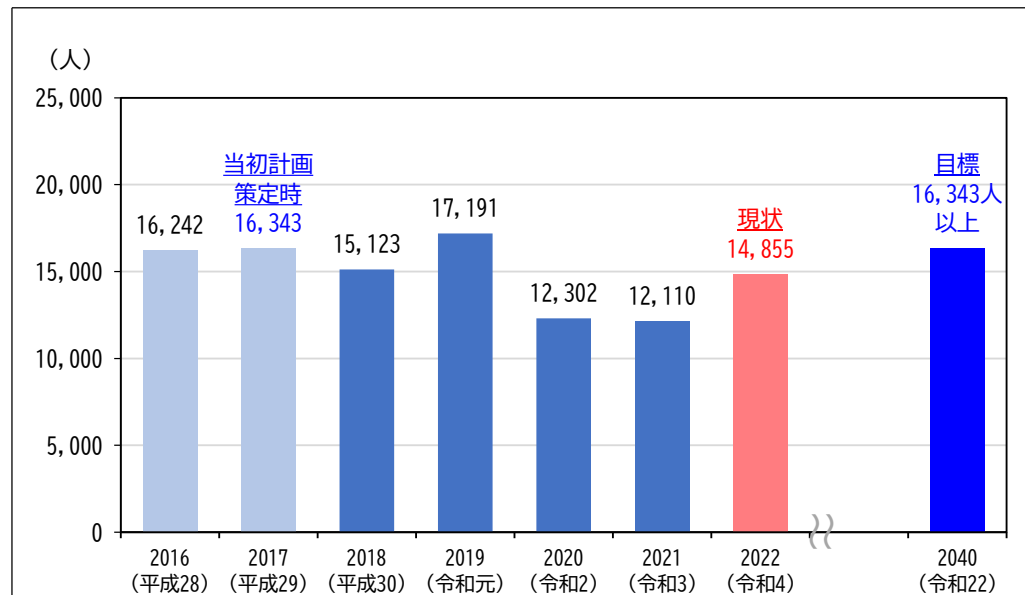
### 3 まちづくり施策の取組状況

#### (2) まちづくりの方針を踏まえた評価指標 (まちづくりの方針①に対応)

##### 方針①

県の拠点都市に相応しい都市機能を集積し、人の交流（にぎわい）を創出するまちづくり

評価指標	当初計画策定時(2017年)	現状(2022年)	目標(2040年)
中心商店街の歩行者通行量(平日と休日の平均)	16,343人	14,855人	16,343人以上



出典：徳島市中心商店街通行量調査

・各種取組を進め、2019年は目標を上回っていたが、新型コロナウイルス感染症によって、人の移動の自粛・制限が求められ、交通需要が大きく縮小したことから、2020年から2021年は大きく減少。2022年は回復傾向にあるが、14,855人と当初計画策定時の値を下回っている。

##### ◆実施中の主な取組

- ・公共施設の集約化・複合化
- ・空き店舗の利活用の促進（空き店舗の改装支援など）
- ・地域産業の振興など

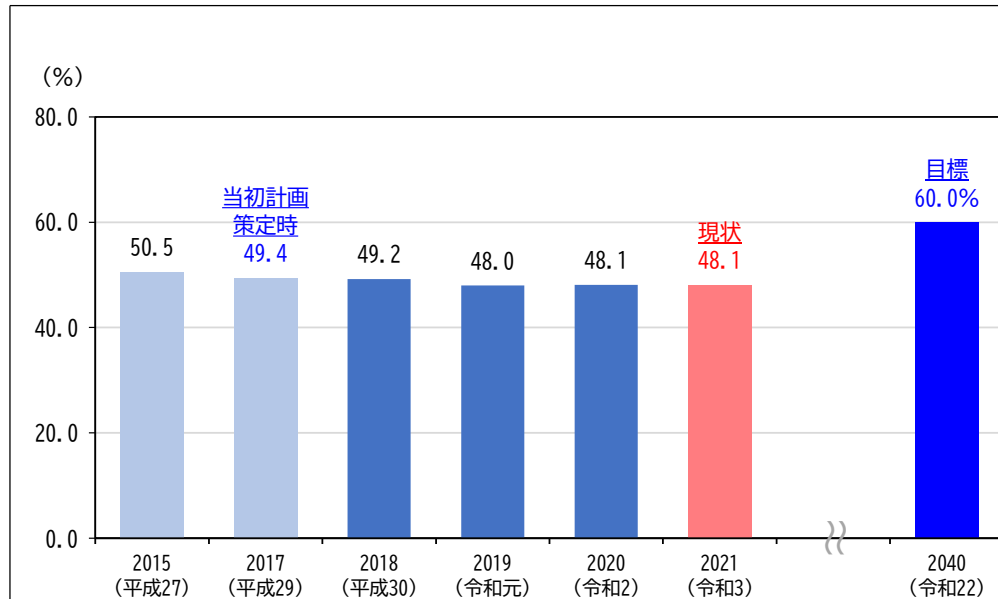
## 2. 徳島市立地適正化計画に関する施策の実施の状況についての調査、分析及び評価について

### 3 まちづくり施策の取組状況

#### (2) まちづくりの方針を踏まえた評価指標 (まちづくりの方針②に対応)

#### 方針② 市民が生涯を通じ、元気に活躍できるまちづくり

評価指標	当初計画策定時(2017年)	現状 (2021年)	目標 (2040年)
日常生活において歩行・運動を1日1時間以上実施する人の割合	49.4%	48.1%	60.0%



出典：特定健康診査質問票

・過度に自動車に依存せず、気軽に運動に取り組める環境の形成などに取り組んでいるが、日常生活における歩行・運動時間の改善にはつながっておらず、指標値は当初計画策定時から微減傾向で、改善に至っていない。

#### ◆実施中の主な取組

- ・公共交通などのバリアフリー化
- ・高齢者の生きがいづくりと健康づくりの推進（高齢者の生きがいづくりと健康づくり推進事業など）
- ・高齢者が外出しやすい環境づくり（バス無料乗車証の交付）
- ・安全で快適な自転車利用環境づくりなど

## 2. 徳島市立地適正化計画に関する施策の実施の状況についての調査、分析及び評価について

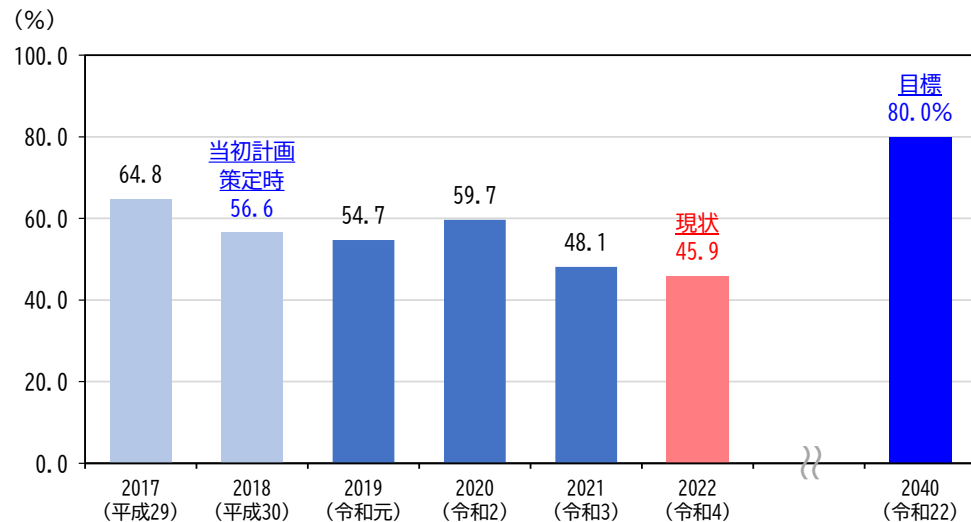
### 3 まちづくり施策の取組状況

#### (2) まちづくりの方針を踏まえた評価指標 (まちづくりの方針③に対応)

#### 方針③

#### 子育て世代が働きながら、安心して子育てできるまちづくり

評価指標	当初計画策定時(2018年)	現状(2022年)	目標(2040年)
出産や子育てがしやすいと感じる市民の割合	56.6%	45.9%	80.0%



出典：市民満足度調査結果

・教育・保育施設の再編や安心して快適に暮らせる環境整備などに取り組んでいるが、2022年時点で45.9%と、**当初計画策定時の値を下回っている**。

#### ◆実施中の主な取組

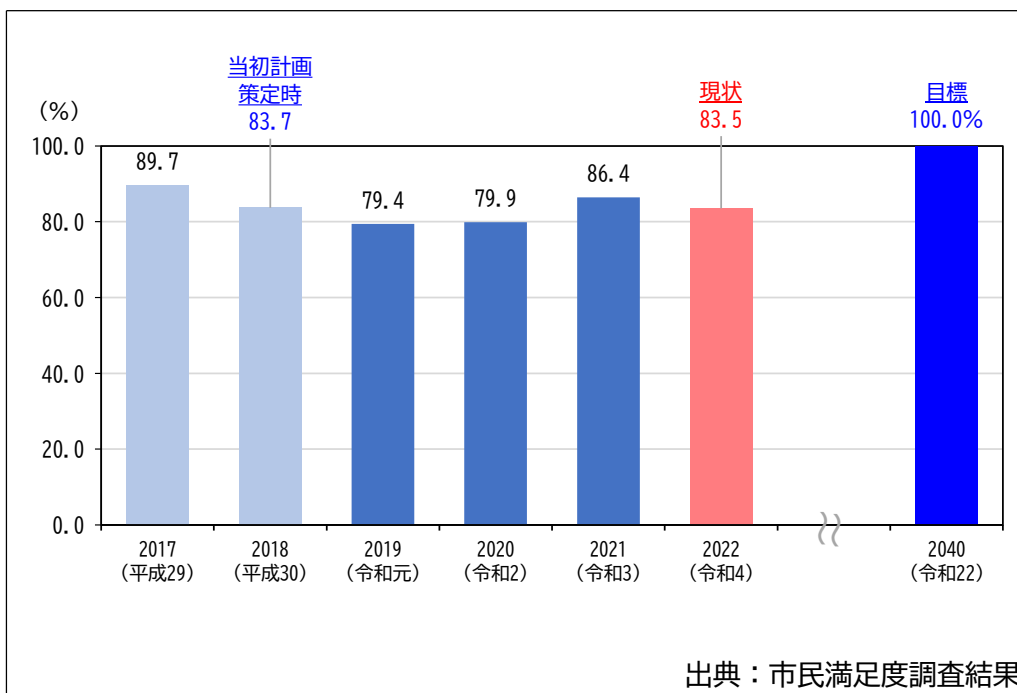
- ・公共施設の集約化・複合化
- ・教育・保育環境の充実（認定こども園の普及促進）
- ・仕事と子育てが両立できる環境づくり（利用者支援事業）など

## 2. 徳島市立地適正化計画に関する施策の実施の状況についての調査、分析及び評価について

### 3 まちづくり施策の取組状況

#### (3) 期待される効果

期待される効果	当初計画策定時(2018年)	現状(2022年)	目標(2040年)
徳島市に住み続けたいと思う市民の割合	83.7%	83.5%	100%



- ・ 6つの評価指標のうち、「居住促進区域内の人口密度」以外は、当初計画策定時から横ばい又は悪化しているが、徳島市に住み続けたいと思う市民の割合は調査年によってばらつきはあるものの、8割程度を維持。

## 2. 徳島市立地適正化計画に関する施策の実施の状況についての調査、分析及び評価について

### 4 まちづくり施策の取組状況のまとめ

集約型都市構造の構築に向け、様々な施策に取り組んでいますが、「コロナ禍での価値観の変化」や「多様な暮らし方・働き方」、それに伴う「社会情勢の変化」などが要因となり、評価指標の現状値の多くが、減少傾向となっていると考えられます。

今後は、総合的かつ計画的に施策を推進するために「徳島市立地適正化実施計画」で設定している「具体的な取組」のうち、既に実施中の取組については、現状の課題を踏まえ、更なる推進を図るとともに、計画・検討段階等の取組については、実施に向けて進めていきます。あわせて、このたびの改定に伴い新たな取組についても推進していきます。

また、新町西地区市街地再開発事業の実施のほか、令和4年度から令和8年度までの5年間を計画期間とした「都市再生整備計画」に位置づけた国の支援措置である「都市構造再編集中支援事業」を活用し、事業に対する支援等も引き続き推進します。

### 5 改定の検討

2020年（令和2年）6月には、近年の頻発・激甚化する自然災害に対応するため都市再生特別措置法が改正され、安全なまちづくりのための防災対策を示した「防災指針」の作成が位置づけられました。

このことから、「防災指針」を追加するとともに、まちづくり施策の取組状況の更新や、関連計画との整合を図るため、徳島市立地適正化計画の改定を行います。

### 3. 徳島市立地適正化計画の改定について

#### 1 趣旨

近年の頻発・激甚化する自然災害に対応するため都市再生特別措置法が改正され、安全なまちづくりのための防災対策を示した「防災指針」の作成が位置づけられたことから、「防災指針」を追加するとともに、調査、分析及び評価の結果を反映するなどの計画の改定を行うものです。

#### <参考>

##### 都市再生特別措置法 第81条（立地適正化計画）

第1項 市町村は、単独で又は共同して、都市計画法第四条第二項に規定する都市計画区域内の区域について、都市再生基本方針に基づき、住宅及び都市機能増進施設（医療施設、福祉施設、商業施設その他の都市の居住者の共同の福祉又は利便のため必要な施設であって、都市機能の増進に著しく寄与するものをいう。以下同じ。）の立地の適正化を図るための計画（以下「立地適正化計画」という。）を作成することができる。

第2項 立地適正化計画には、その区域を記載するほか、おおむね次に掲げる事項を記載するものとする。

第1～4号（略）

第5号 居住誘導区域にあっては住宅の、都市機能誘導区域にあっては誘導施設の立地及び立地の誘導を図るための都市の防災に関する機能の確保に関する指針（以下この条において「防災指針」という。）に関する事項

# 3. 徳島市立地適正化計画の改定について

## 2 改定の内容

各章における改定内容は以下のとおりです。

- ①施策の実施の状況についての調査、分析及び評価による見直し
- ②防災指針の作成

章項目		概要	改定内容
第1章	立地適正化計画の目的と位置づけ	・立地適正化計画の背景及び目的と位置づけの整理	—
第2章	現状と将来見通しにおける課題	・本市の現状とまちづくり施策の取組状況、課題の整理	① 本市の現状とまちづくり施策の取組状況を更新し、課題を再設定
第3章	立地適正化に関する基本的な方針	・まちづくりの理念及び方針の設定 ・まちづくりにおける防災上の対応方針の設定 ・目指すべき都市の骨格構造の設定	② 防災上の対応方針を追加
第4章	居住促進区域	・居住促進区域の設定	② 本市の現状及び防災上の対応方針を踏まえ、区域を再設定
第5章	都市機能誘導区域	・都市機能誘導区域の設定 ・誘導施設の設定と立地状況の整理	① 社会情勢の変化や誘導施設の立地状況を踏まえ、誘導施設を再設定
第6章	まちづくり施策	・まちづくりの方針に対応するまちづくり施策の設定	① 現在の取組状況を踏まえ、まちづくり施策を再設定
第7章	防災指針 【新たに追加】	・徳島市及び各地域が抱える防災上の課題の整理 ・課題に対する取組方針及び具体的な取組の設定 ・防災指針における目標値の設定	② 防災・減災対策に計画的かつ着実に取り組むことを目的とし、章を追加
第8章	評価方法及び進行管理	・評価指標及び目標値の設定 ・計画の進行管理について	① 関連計画との整合を図り、評価指標及びその ② 目標値の再設定
第9章	届出制度	・届出対象行為について	—



# 3. 徳島市立地適正化計画の改定について

## 3 防災指針の概要

### (1) 防災指針作成の目的・位置づけ

立地適正化計画に基づくコンパクトで安全・安心なまちづくりの推進のため、防災・減災対策に計画的かつ着実に取り組むことを目的とした「防災指針」を作成します。

防災指針は、市全域を対象とした防災関連の取組との整合・連携を図りつつ、居住促進区域及び都市機能誘導区域における居住機能や都市機能の維持・集約を図るための都市の防災に関する方針をまとめるものとしします。

### (2) 防災指針検討の流れ

#### ①徳島市が抱える防災上の課題

- 防災上の課題の整理（マクロ分析）<sup>※1</sup>
- 防災上の対応方針 ※素案（P.33）「第3章 3 まちづくりにおける防災上の対応方針」にて記載

#### ②各地域の防災上の課題・取組方針・具体的な取組

- I. 台風や大雨を起因とした災害に係る課題の整理（ミクロ分析）<sup>※2</sup>・取組方針・具体的な取組
- II. 地震を起因とした災害に係る課題の整理（ミクロ分析）<sup>※2</sup>・取組方針・具体的な取組

#### ③防災指針における目標値

※1 マクロ分析：市全域からの視点で、地域特性や災害特性を定量的に分析

※2 ミクロ分析：まちの成り立ちや地域コミュニティ、生活圏、河川の流域などを考慮し、市全域を地域・地区ごとに分割（23行政地区）し、災害リスクを分析

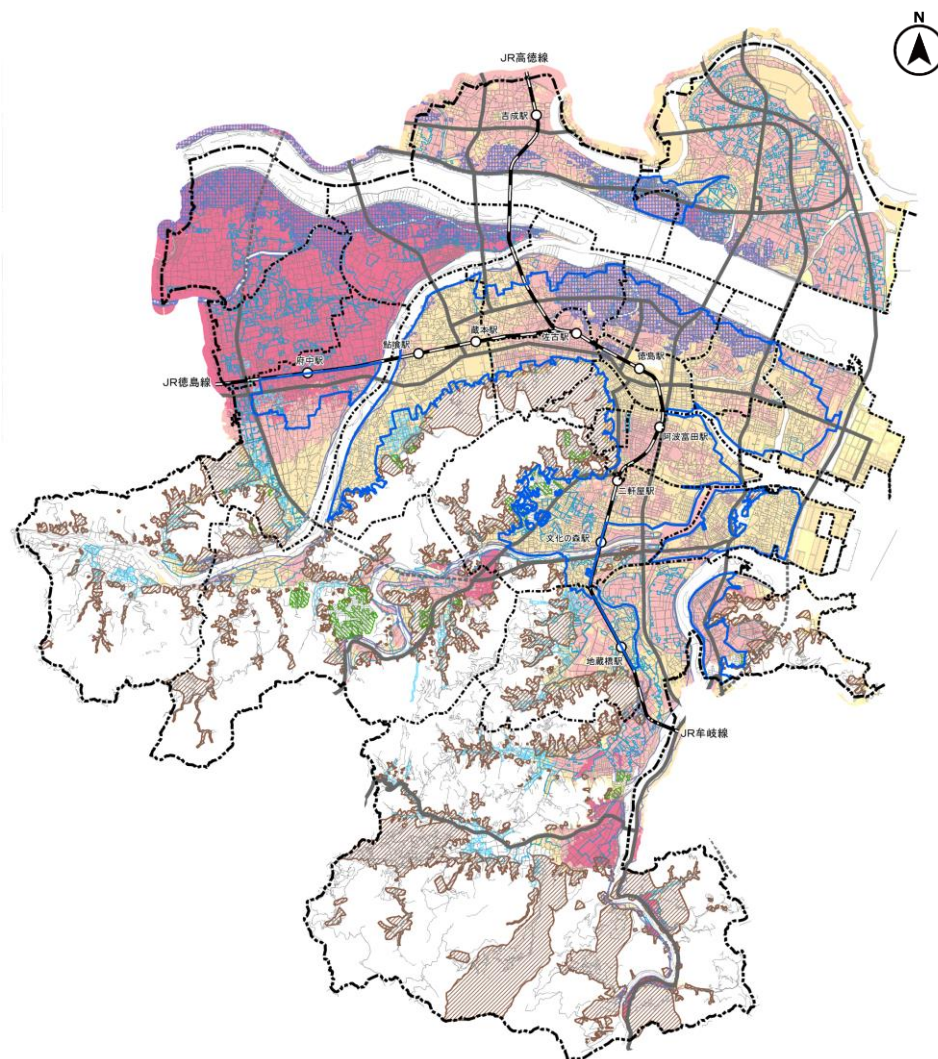
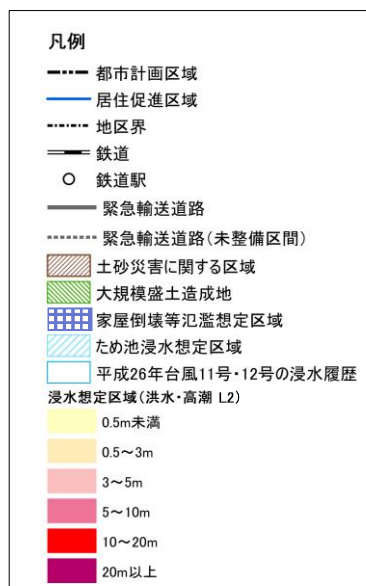


# 3. 徳島市立地適正化計画の改定について

## 4 徳島市が抱える防災上の課題【マクロ分析】

### I. 台風や大雨を起因とした災害（洪水、高潮、土砂災害、ため池氾濫）

地域特性として、市街地が吉野川の氾濫平野に形成され、既に都市機能や居住人口が集積しており、台風や大雨を起因とする被害を完全に排除することは難しい地形条件となっています。

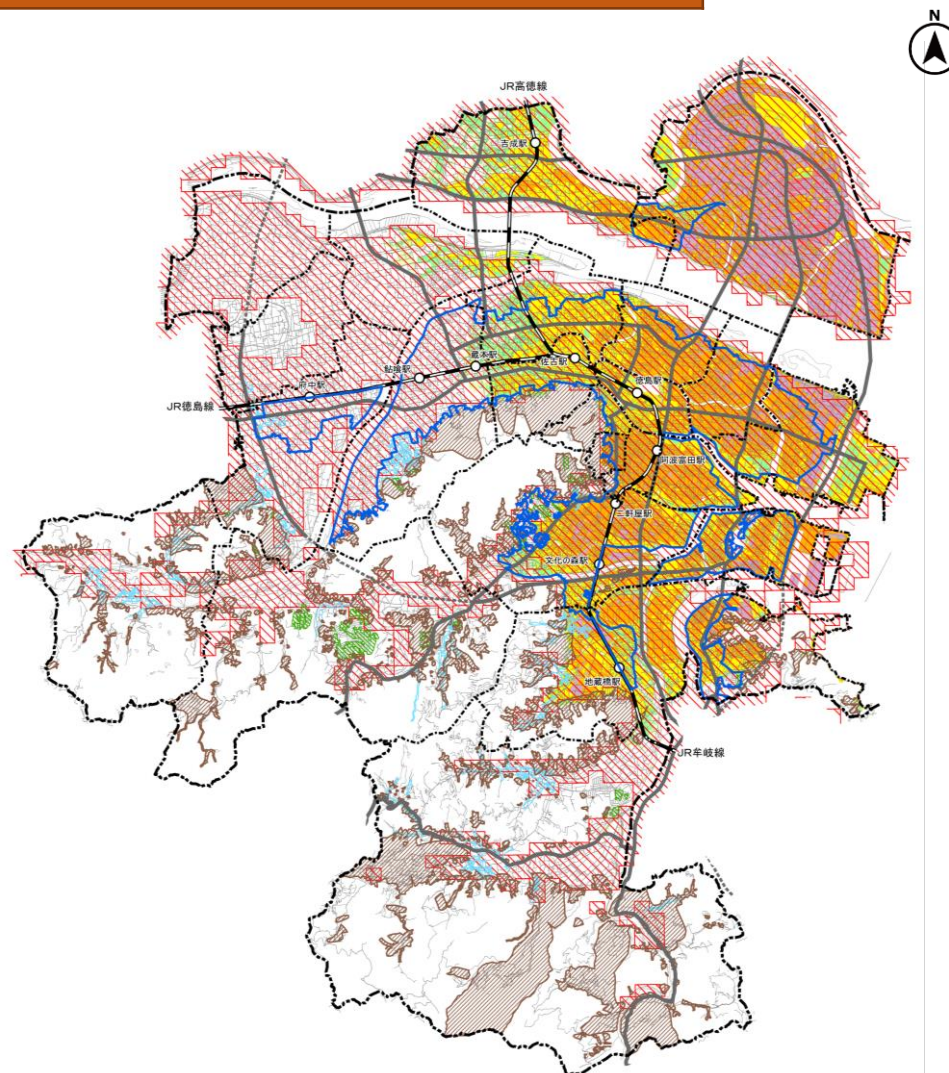
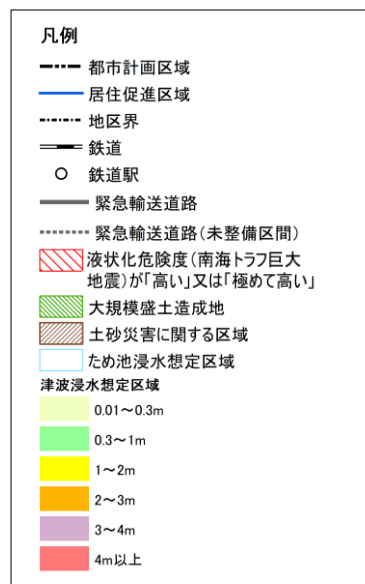


# 3. 徳島市立地適正化計画の改定について

## 4 徳島市が抱える防災上の課題【マクロ分析】

### II. 地震を起因とした災害（地震、土砂災害、液状化、津波、ため池氾濫）

南海トラフ巨大地震が発生した場合に、市全域で震度6以上の強い揺れが想定されるほか、津波浸水想定区域は市街地の広範囲となっています。



### 3. 徳島市立地適正化計画の改定について

#### 5 まちづくりにおける防災上の対応方針（第3章 立地適正化に関する基本的な方針）

本市が抱える防災上の課題の整理を行い、まちづくりにおける防災上の対応方針を以下のとおり定めます。

##### まちづくりにおける防災上の対応方針

###### 徳島市が抱える防災上の課題

- ・市街地が吉野川の氾濫平野に形成され、既に都市機能や居住人口が集積しており、台風や大雨を起因とする被害を完全に排除することは難しい地形条件
- ・南海トラフ巨大地震が発生した場合に、市全域で震度6以上の強い揺れが想定されるほか、津波浸水想定区域は市街地の広範囲

総合的な防災・減災対策により、被害を最小限に抑える強靱なまちづくり

地域の災害特性を踏まえつつ、ハード・ソフト両面からの総合的な防災・減災対策により、災害リスクの回避・低減を図り、被害を最小限に抑えていきます。





# 3. 徳島市立地適正化計画の改定について

## 6 各地域の防災上の課題【ミクロ分析】の分析項目及び分析の視点

### 【ミクロ分析の分析項目及び分析の視点】

		分析項目		分析の視点
災害		ハザード 情報	都市情報	
区分※1	種別			
I	洪水 ・ 高潮	浸水深 (洪水・高潮)	建物階数・構造 など	垂直避難は可能か？ など 2階建て以下の建物での垂直避難が困難となる浸水深を3m以上とする（国土交通省「洪水浸水想定区域図作成マニュアル（第4版）」を踏まえて設定）
		浸水 到達時間 (洪水)	緊急輸送道路 など	早期避難が必要か？ 早期に浸水※2する緊急輸送道路はないか？ など ※2 破堤又は破堤の危険性の高まりから、住民避難の開始までに情報収集や避難準備などに1時間程度必要とし、破堤後1時間以内の浸水を早期の浸水とする（徳島県（徳永雅彦氏）「洪水に対して安全で迅速な住民避難行動を促進するための情報提供に関する研究」を踏まえて設定）
		浸水継続 時間 (洪水・高潮)	建物階数・構造 など	長期に浸水※3する建物はないか？ 垂直避難による長期避難が難しい地域はないか？ など ※3 人命救助のタイムリミットとされている浸水継続時間が72時間であることから、浸水継続時間72時間以上の浸水を長期の浸水とする（内閣府「生死を分けるタイムリミット（みんなであつくる地区防災計画）」を踏まえて設定）
		家屋倒壊等 氾濫想定区域	緊急輸送道路 要配慮者利用施設 など	不通となるおそれのある道路はないか？ 氾濫流の区域に要配慮者利用施設はないか？ など
I II	土砂 災害	土砂災害に 関する区域	避難所 緊急輸送道路	周辺に避難所はあるか？ 長期に不通となる道路や孤立する地域はないか？ など
II	地震	震度分布	旧耐震基準木造建築物 大規模盛土造成地 など	倒壊のおそれのある建物はどれくらいあるか？ 宅地滑動崩落（盛土と地山との境界面や盛土内部を滑り面とする変動現象）の危険性がある、大規模盛土造成地はあるか？ など
II	液状化	液状化危険度	緊急輸送道路	不通となるおそれのある道路はないか？
II	津波	津波浸水 想定区域	建物構造 避難場所や津波避難ビルなど	構造被害が発生、流出する木造建築物はどれくらい分布しているか？ 避難場所や津波避難ビルの徒歩圏外はないか？ など
I II	ため池 氾濫	ため池浸水 想定区域	緊急輸送道路	不通となるおそれのある道路はないか？

※1 I：台風や大雨を起因とした災害、II：地震を起因とした災害

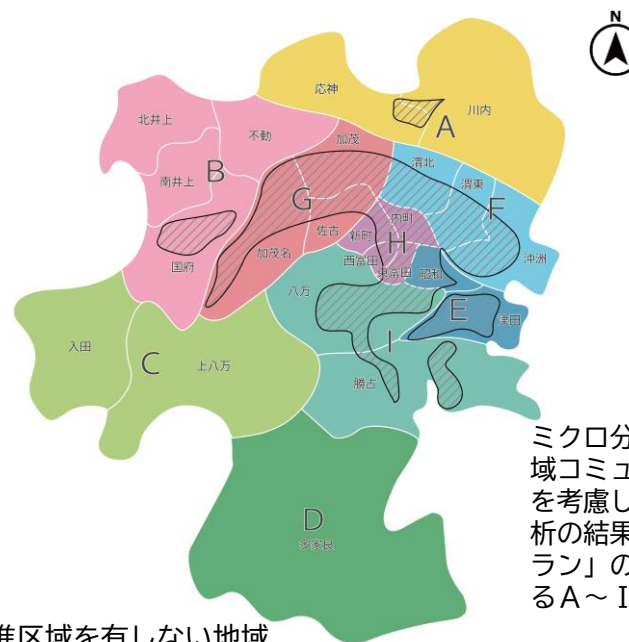
### 3. 徳島市立地適正化計画の改定について

#### 7 各地域の防災上の課題【ミクロ分析】・取組方針・具体的な取組

- 「Ⅰ. 台風や大雨を起因とした災害」及び「Ⅱ. 地震を起因とした災害」について、**災害に係る課題、取組方針及び具体的な取組**を、**居住促進区域を有する地域ごとに整理**します。（C・D地域は居住促進区域を有しないため、素案P. 114, 115に参考として課題を記載しています。）
- 取組方針については、「**災害リスクの低減**（ハード・ソフト両面から被害を軽減させるための取組）」又は「**災害リスクの回避**（災害時に被害が発生しないようにする（回避する）ための取組）」に**分類**して示します。
- 具体的な取組は、本市の上位計画である「第2期徳島市国土強靱化地域計画」との整合を図り、**取組の実施時期の目標**を、**短期**（概ね5年以内）、**中期**（概ね10年以内）、**長期**（計画期間2040年度までの17年以内）に**区分**して整理します。

【地域区分図】

地域	地区
A地域	川内、応神
B地域	国府、不動、北井上、南井上
C地域	入田、上八万 ※
D地域	多家良 ※
E地域	昭和、津田
F地域	渭北、渭東、沖洲
G地域	佐古、加茂、加茂名
H地域	内町、新町、東富田、西富田
I地域	八万、勝占



ミクロ分析の単位は、まちの成り立ちや地域コミュニティ、生活圏、河川の流域などを考慮し、23行政地区とします。なお、分析の結果は、「徳島市都市計画マスタープラン」の「地域のまちづくり方針」におけるA～Iの9地域の区分で整理します。

※居住促進区域を有しない地域

# 3. 徳島市立地適正化計画の改定について

## 7 各地域の防災上の課題【ミクロ分析】・取組方針・具体的な取組

### 【取組方針の項目】

取組方針	取組の分類	具体的な取組	引用 「第2期徳島市国土強靱 化地域計画」施策No
① 避難行動の迅速化のための災害情報の収集・発信	低減(ソフト)	無線機等の整備による情報収集・伝達手段の確保	54
		災害用映像情報収集ネットワーク整備	49
		避難支援マップの作成	57
② 地域の防災力・防災機能の強化	低減(ソフト)	地域防災力向上のための自主防災組織活動促進	52
		防火・防災意識の普及啓発	67
		応急手当の普及啓発	62
		徳島市民総合防災訓練	55
		防災サポーターの登録育成	56
		老朽建築物の安全対策の促進	34
③ 避難環境の整備・充実	低減(ソフト)	住宅・建築物の耐震化促進等	33
		福祉避難所の拡充	15
		地区別津波避難計画の策定	58
		地域への避難行動要支援者名簿の提供及び個別避難計画作成の推進	16
		要配慮者利用施設における避難確保計画の作成促進	41
④ 国・県・市の連携による流域治水の取組	低減(ハード)	災害種別図記号による避難場所標識板の設置	50
		雨水貯留施設の整備※	
		排水機場・水路の整備※	
		河道掘削、堤防整備等(吉野川流域)※	
⑤ 道路の防災機能強化	低減(ハード)	河道掘削、堤防整備等(勝浦川流域)※	
		都市浸水対策	37
		都市計画道路の整備(事業中のみ記載)	28
⑥ 下水道の防災性強化	低減(ハード)	緊急輸送道路等における橋りょうの耐震化	26
		無電柱化の促進	24
⑦ 上水道の防災性強化	低減(ハード)	下水道施設の地震対策	38
⑧ 防災拠点の整備・機能強化	低減(ハード)	水道施設の耐震化	74
⑨ リスク回避のための土地利用の推進	回避(ソフト)	徳島市本庁舎の浸水対策	1
		市街化調整区域の「災害リスクの高いエリア」における開発行為の原則禁止または厳格化	—

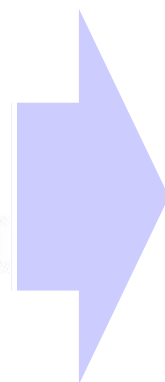
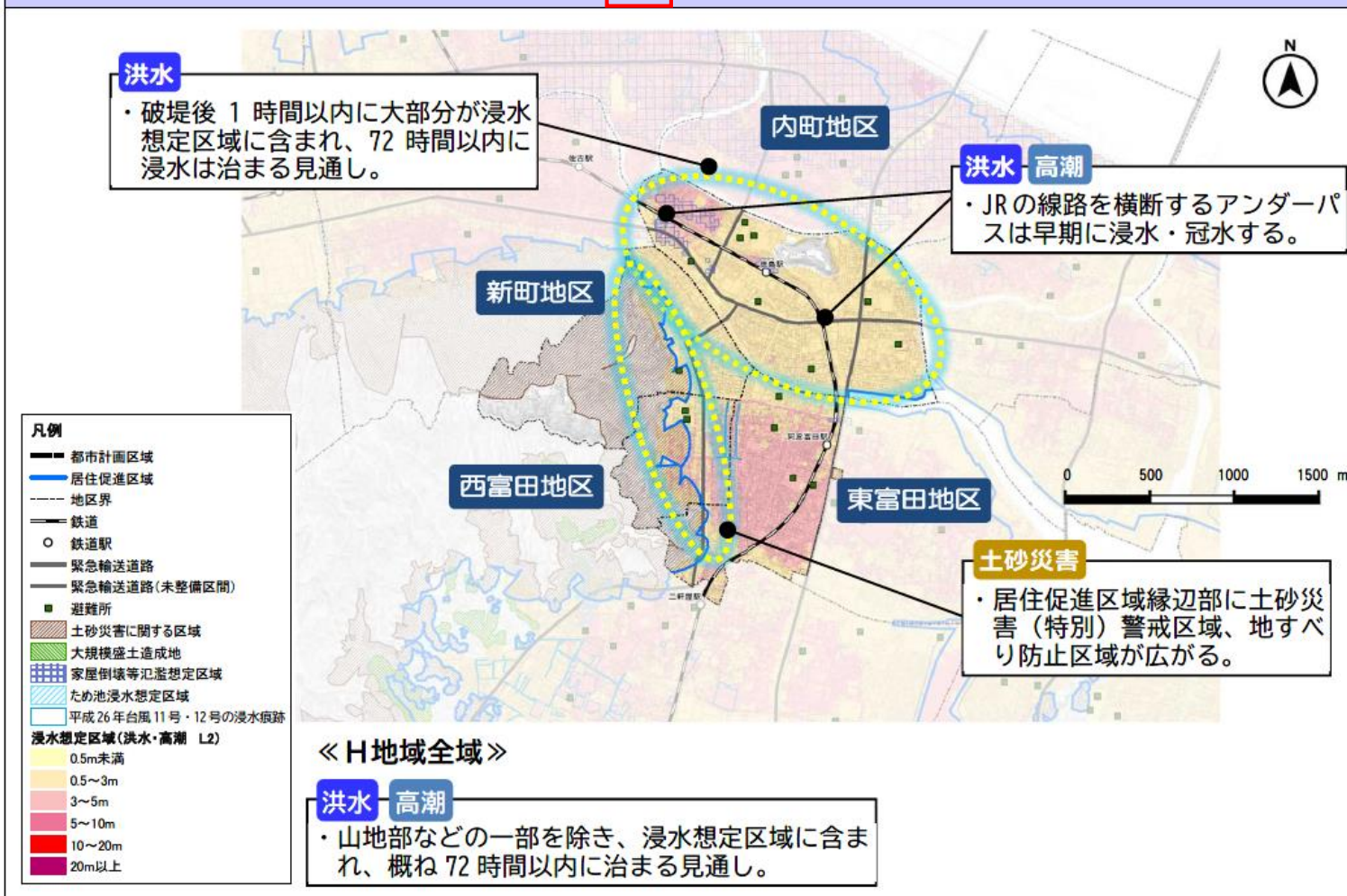
※④国・県・市の連携による流域治水の取組は各河川の流域治水プロジェクトから引用

# 3. 徳島市立地適正化計画の改定について

## 7 各地域の防災上の課題【ミクロ分析】・取組方針・具体的な取組（抜粋）

<b>H地域</b> (内町・新町・東富田・西富田)	<b>I. 台風や大雨を起因とした災害</b> (洪水、高潮、土砂災害、ため池氾濫)
-------------------------------	---

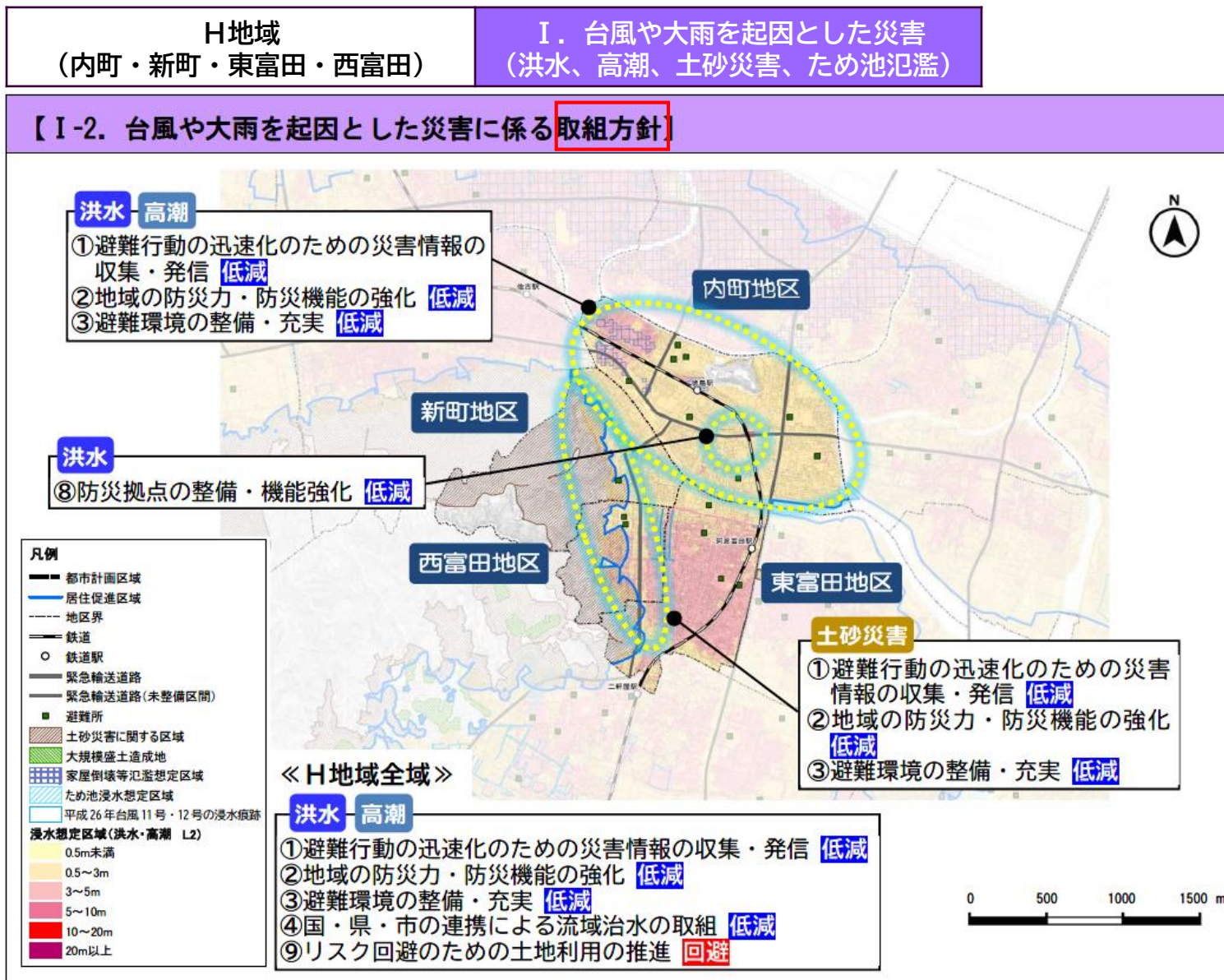
### 【I-1. 台風や大雨を起因とした災害に係る課題】





# 3. 徳島市立地適正化計画の改定について

## 7 各地域の防災上の課題【ミクロ分析】・取組方針・具体的な取組（抜粋）





# 3. 徳島市立地適正化計画の改定について

## 7 各地域の防災上の課題【ミクロ分析】・取組方針・具体的な取組（抜粋）

H地域  
(内町・新町・東富田・西富田)

I. 台風や大雨を起因とした災害  
(洪水、高潮、土砂災害、ため池氾濫)

### 【I-3. 台風や大雨を起因とした災害に係る具体的な取組】

取組方針	低減 / 回避	具体的な取組	実施 主体	実施時期の目標		
				短期 (~5年)	中期 (~10年)	長期 (~17年)
①避難行動の迅速化のための災害情報の収集・発信	低減 (ソフト)	無線機等の整備による情報収集・伝達手段の確保	市	→		
		災害用映像情報収集ネットワーク整備	市		→	
		避難支援マップの作成	市	→		
②地域の防災力・防災機能の強化	低減 (ソフト)	地域防災力向上のための自主防災組織活動促進	市	→		
		防火・防災意識の普及啓発	市	→		
		応急手当の普及啓発	市	→		
		徳島市民総合防災訓練	市	→		
		防災サポーターの登録育成	市	→		
③避難環境の整備・充実	低減 (ソフト)	福祉避難所の拡充	市	→		
		地域への避難行動要支援者名簿の提供及び個別避難計画作成の推進	市	→		
		要配慮者利用施設における避難確保計画の作成促進	市	→		
		災害種別図記号による避難場所標識板の設置	市	→		
④国・県・市の連携による流域治水の取組	低減 (ハード)	排水機場・水路の整備	市	→		
		河道掘削、堤防整備等（吉野川流域）	国・県	→		
		都市浸水対策	市	→		
⑧防災拠点の整備・機能強化	低減 (ハード)	徳島市本庁舎の浸水対策	市	→		
⑨リスク回避のための土地利用の推進	回避 (ソフト)	市街化調整区域の「災害リスクの高いエリア」における開発行為の原則禁止または厳格化	市	→		

# 3. 徳島市立地適正化計画の改定について

## 7 各地域の防災上の課題【ミクロ分析】・取組方針・具体的な取組（抜粋）

**H地域**  
(内町・新町・東富田・西富田)

**Ⅱ. 地震を起因とした災害**  
(地震、土砂災害、液状化、津波、ため池氾濫)

**【Ⅱ-1. 地震を起因とした災害に係る課題】**

**土砂災害**

・居住促進区域縁辺部に土砂災害（特別）警戒区域、地すべり防止区域が広がる。

**地震**

・沿道建物の倒壊により緊急輸送道路が不通になるおそれ。



**《 H地域全域 》**

**地震**

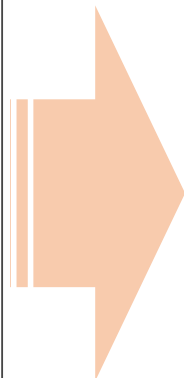
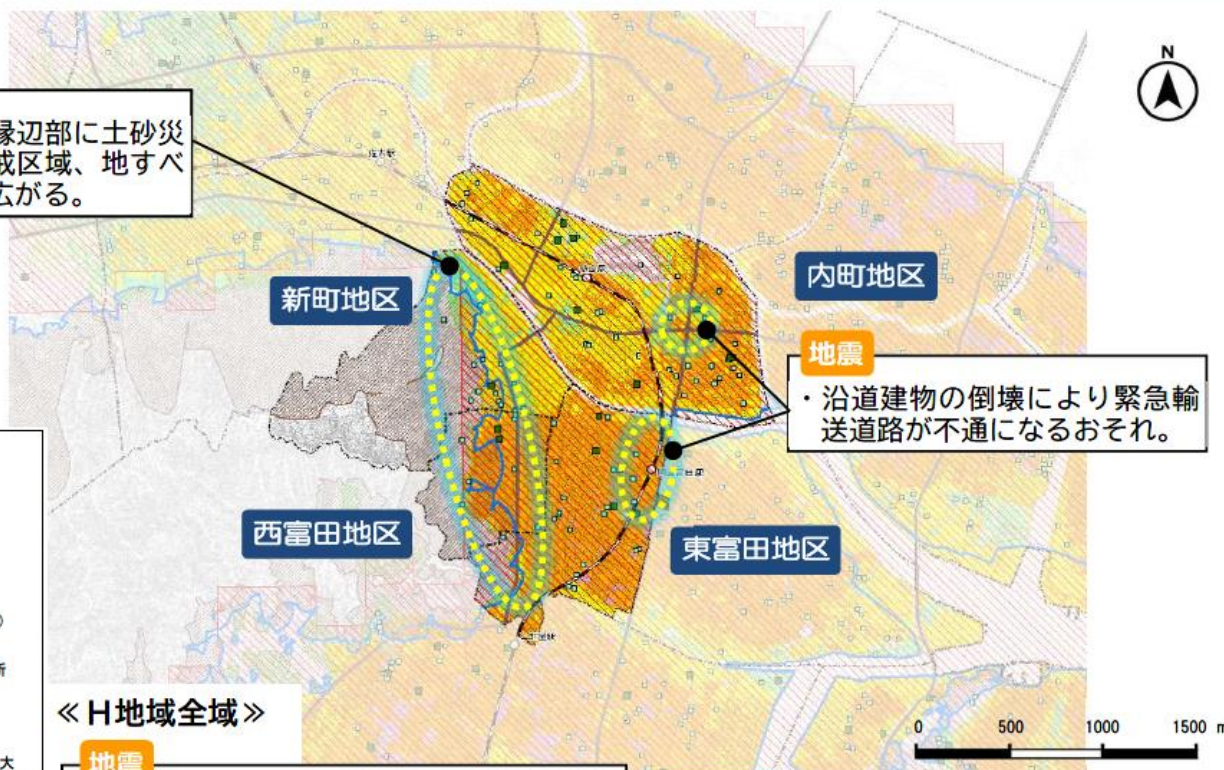
・地域の市街地の大部分で震度7。

**津波**

・山地部などの一部を除き、津波浸水想定区域に含まれる。

**液状化**

・山地部を除く地域全域が、液状化危険度が極めて高い地域となっている。  
・全ての緊急輸送道路が、液状化により不通となるおそれ。





# 3. 徳島市立地適正化計画の改定について

## 7 各地域の防災上の課題【ミクロ分析】・取組方針・具体的な取組（抜粋）

H地域  
(内町・新町・東富田・西富田)

II. 地震を起因とした災害  
(地震、土砂災害、液状化、津波、ため池氾濫)

### 【II-2. 地震を起因とした災害に係る取組方針】

#### 土砂災害

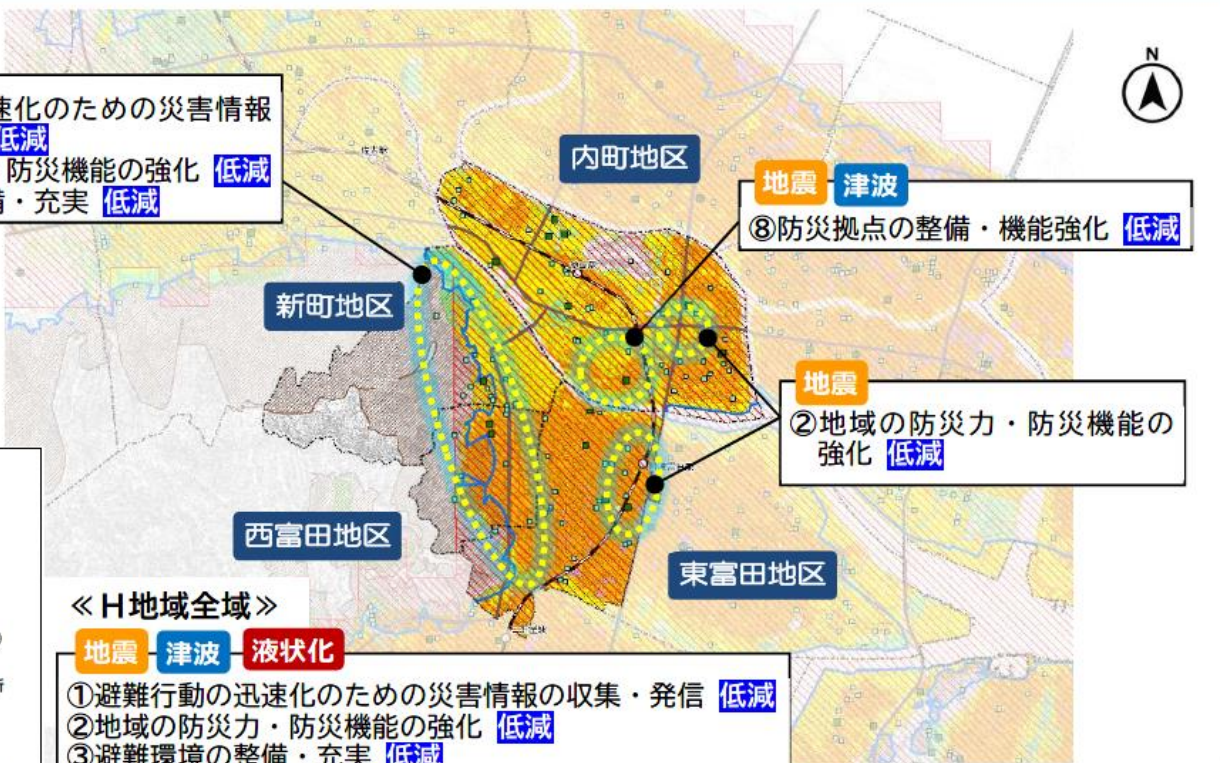
- ①避難行動の迅速化のための災害情報の収集・発信 **低減**
- ②地域の防災力・防災機能の強化 **低減**
- ③避難環境の整備・充実 **低減**

- 地震 津波
- ⑧防災拠点の整備・機能強化 **低減**

- 地震
- ②地域の防災力・防災機能の強化 **低減**

#### ≪ H地域全域 ≫

- 地震 津波 液状化
- ①避難行動の迅速化のための災害情報の収集・発信 **低減**
- ②地域の防災力・防災機能の強化 **低減**
- ③避難環境の整備・充実 **低減**
- ⑤道路の防災機能強化 **低減**
- ⑥下水道の防災性強化 **低減**
- ⑦上水道の防災性強化 **低減**
- ⑨リスク回避のための土地利用の推進 **回避**



# 3. 徳島市立地適正化計画の改定について

## 7 各地域の防災上の課題【ミクロ分析】・取組方針・具体的な取組（抜粋）

H地域  
(内町・新町・東富田・西富田)

II. 地震を起因とした災害  
(地震、土砂災害、液状化、津波、ため池氾濫)

### 【II-3. 地震を起因とした災害に係る具体的な取組】

取組方針	低減 ／ 回避	具体的な取組	実施 主体	実施時期の目標		
				短期 (~5年)	中期 (~10年)	長期 (~17年)
①避難行動の迅速化の ための災害情報の収 集・発信	低減 (ソフト)	無線機等の整備による情報収集・伝達手段の確保	市			→
		災害用映像情報収集ネットワーク整備	市			→
		避難支援マップの作成	市			→
②地域の防災力・防災 機能の強化	低減 (ソフト)	地域防災力向上のための自主防災組織活動促進	市			→
		防火・防災意識の普及啓発	市			→
		応急手当の普及啓発	市			→
		徳島市民総合防災訓練	市			→
		防災サポーターの登録育成	市			→
		老朽建築物の安全対策の促進	市			→
		住宅・建築物の耐震化促進等	市			→
③避難環境の整備・ 充実	低減 (ソフト)	福祉避難所の拡充	市			→
		地区別津波避難計画の策定	市			→
		地域への避難行動要支援者名簿の提供及び個別避難 計画作成の推進	市			→
		要配慮者利用施設における避難確保計画の作成促進	市			→
⑤道路の防災機能強化	低減 (ハード)	緊急輸送道路等における橋りょうの耐震化	市			→
		無電柱化の促進	市			→
⑥下水道の防災性強化	低減 (ハード)	下水道施設の地震対策	市			→
⑦上水道の防災性強化	低減 (ハード)	水道施設の耐震化	市			→
⑧防災拠点の整備・ 機能強化	低減 (ハード)	徳島市本庁舎の浸水対策	市	→		
⑨リスク回避のための 土地利用の推進	回避 (ソフト)	市街化調整区域の「災害リスクの高いエリア」におけ る開発行為の原則禁止または厳格化	市			→

# 3. 徳島市立地適正化計画の改定について

## 8 具体的な取組の地域別一覧

※C地域（入田・上八万），D地域（多家良）は居住促進区域を有しないため、素案P. 114, 115に参考として課題のみ記載しています。

取組方針 No	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨										
取組の分類	(ソフト) 低減	(ソフト) 低減	(ソフト) 低減	(ハード) 低減	(ハード) 低減	(ハード) 低減	(ハード) 低減	(ハード) 低減	(ソフト) 回避										
具体的な取組	無線機等の整備による情報収集・伝達手段の確保 災害用映像情報収集ネットワーク整備 避難支援マップの作成		地域防災力向上のための自主防災組織活動促進 防火・防災意識の普及啓発 応急手当の普及啓発 徳島市民総合防災訓練 防災サポーターの登録育成 老朽建築物の安全対策の促進 住宅・建築物の耐震化促進等		福祉避難所の拡充 地区別津波避難計画の策定 個別避難計画作成の推進 地域への避難行動要支援者名簿の提供及び 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成促進		災害種別図記号による避難場所標識板の設置 雨水貯留施設の整備 排水機場・水路の整備 河道掘削・堤防整備等（吉野川流域） 河道掘削、堤防整備等（勝浦川流域） 都市浸水対策		緊急輸送道路等における橋りょうの耐震化 都市計画道路の整備（事業中のみ記載） 無電柱化の促進		下水道施設の地震対策		水道施設の耐震化		徳島市本庁舎の浸水対策		市街化調整区域の「災害リスクの高いエリア」における開発行為の原則禁止または厳格化		
居住促進区域を含む地域	A地域 川内、応神	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	B地域 国府、不動 北井上、南井上	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	E地域 昭和、津田	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	F地域 渭北、渭東 沖洲	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	G地域 佐古、加茂 加茂名	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	H地域 内町、新町 東富田、西富田	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	I地域 八万、勝占	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●

### 3. 徳島市立地適正化計画の改定について

#### 9 防災指針における目標値

防災指針における具体的な取組の成果を評価するため、目標値を以下のとおり設定します。

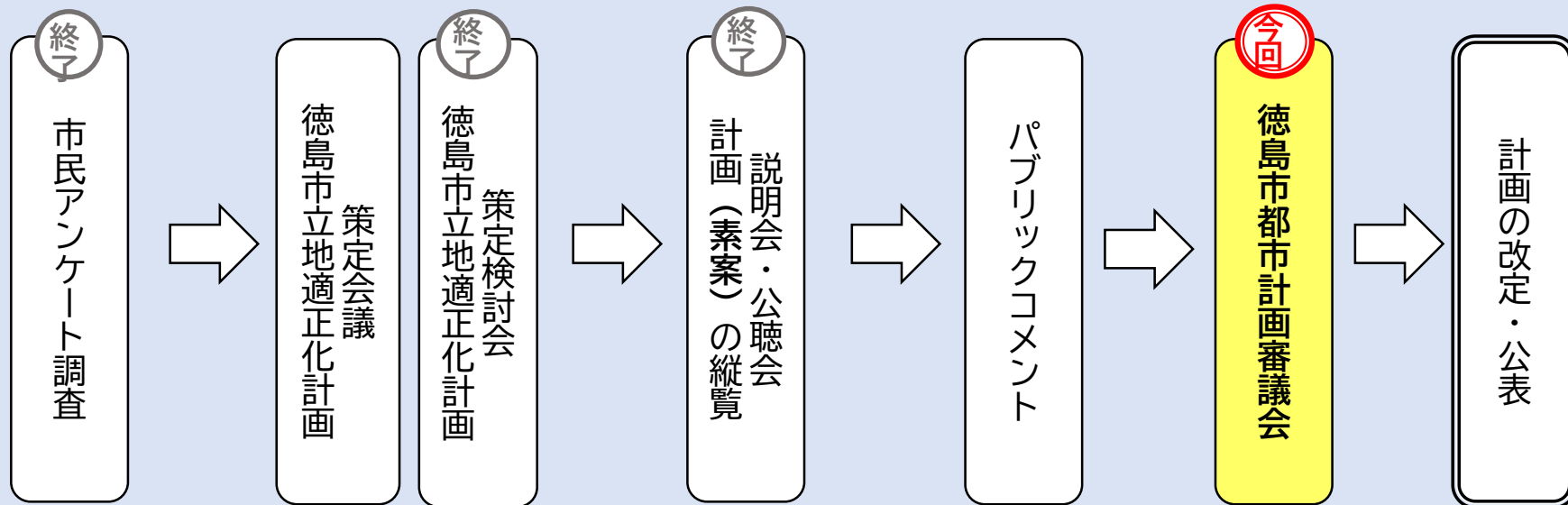
目標年次は、上位計画である「第2期徳島市国土強靱化地域計画」と整合を図り、2028年度末とします。

取組方針 ※1	具体的な取組	指標	現状値 (2023年4月)	目標値 (2028年度末)
③避難環境の整備・充実	地区別津波避難計画の策定	地区別津波避難計画策定数 (全19地区)	15地区	19地区
④国・県・市の連携による流域治水の取組	都市浸水対策 ※2	都市浸水対策整備面積	累計2,459ha	累計2,465ha

※1 上記に示す取組方針は、素案P.83に示す取組方針と対応しています。

※2 「第2期徳島市国土強靱化地域計画」で定めている具体的な取組を引用しており、状況によっては、市街化区域のうち居住促進区域外に及ぶものもあります。

# 4. 改定のスケジュール



期 間：令和4年10月31日  
 〽  
 令和4年11月23日

対 象：徳島市内在住の  
 18歳以上の市民  
 配布数：3,000件  
 回収数：1,305件  
 回収率：43.5%

策定会議 開催日  
 第1回 令和4年7月8日  
 第2回 令和5年8月18日  
 第3回 令和5年10月25日  
 第4回 令和6年2月予定  
 策定検討会 開催日  
 第1回 令和4年10月4日  
 第2回 令和5年8月23日  
 第3回 令和5年10月31日

期 間：令和5年11月1日  
 〽  
 令和5年11月15日

説明会：令和5年11月9日  
 (参加申込み0人のため中止)  
 公聴会：令和5年11月20日  
 (公述申込み0人のため中止)

期 間：令和5年12月22日  
 〽  
 令和6年1月20日  
 (現在募集期間中)

令和5年12月27日

令和6年3月  
 (予定)

※時期については変更する場合があります。